

平成14年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[著作権法]

X図書館(政令により図書館資料の複製が認められる図書館として認められる)では、閲覧室にコイン式の自動複写機(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている)を設置し、来館者自身が閲覧している書籍のコピーを自由にとることができるようになっている。

- (1) この場合、来館者の行うコピーは著作権法上適法か。
(適法とする考えと不適法とする考えのいずれの立場から述べてもよいが、それぞれの理由を述べた上で、結論に至るように記述しなさい。)
- (2) 来館者の行うコピーが著作権法上不適法であるとした場合、自動複写機を設置した図書館は法的責任を負うか。理由を付して述べなさい。

【50点】

論点 [著作権法]

著作権の制限規定の解釈

他人の著作権侵害行為を惹起した者の責任を問う。

- (1) 図書館等における複製 (著作権法 3 1 条) の適用の要件
- (2) 私的使用のための複製 (著作権法 3 0 条) の適用の要件
- (3) 図書館等における複製 (著作権法 3 1 条) の適用の要件の範囲を超える行為が私的使用のための複製 (著作権法 3 0 条) の適用の要件の範囲内で行われた場合に著作権が制限されるか
- (4) 著作権侵害行為を直接行っていないが他人の著作権侵害行為を惹起した者の責任
 - (「ときめきメモリアル」事件 平成 1 3 年 2 月 1 3 日 第三小法廷判決)
 - (カラオケリース事件 平成 1 3 年 3 月 2 日 第二小法廷判決)